

## 長野県いじめ防止基本方針の内容

### ○ 方針を策定するにあたっての方向性(案)

- 1 国の基本方針を参酌する。(「いじめ防止対策推進法」12条に基づく)
- 2 長野県のいじめ対策に関わるこれまでの取組の成果を生かしたものにす。
  - 「いじめを見逃さない長野県」を目指す共同メッセージ(平成24年8月7日 長野県知事・長野県教育委員会委員長)の趣旨。
  - 「いじめ問題に関する取組の徹底について」(平成25年1月30日教育長通知)
  - 平成24年度に行った「いじめにかかわる学校訪問」で得られた内容等。
  - 諸機関、民間や地域の取組や連携等。
- 3 方針が広く県民にも理解されるように簡潔で読みやすいものにする。

### ○ 基本方針の骨格(案)

- 一 いじめ防止等のための対策の基本的な方針
  - 1 いじめ防止等の対策の目指す方向
  - 2 いじめとは
    - いじめをとらえる視点 ○いじめの様態 ○いじめの背景
  - 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方
    - いじめの未然防止 ○いじめの早期発見 ○いじめへの対応
- 二 いじめの防止等のための対策
  - 1 いじめの防止等のための県の施策
    - いじめの未然防止の取組 ○いじめの早期発見の取組 ○いじめへの措置
  - 2 いじめの防止等のための学校の取組
    - 法に基づくいじめ防止等の取り組み(学校いじめ防止基本方針の作成、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置)
    - いじめの未然防止の取組 ○いじめの早期発見の取組 ○いじめが起きたときの対応
    - ネット上のいじめへの対応
  - 3 学校と地域や関係機関・関係団体が連携したいじめ防止等の取組
    - 地域におけるいじめ防止等の取組との連携 ○関係機関・関係団体との連携
    - いじめ問題対策連絡協議会(仮称)
  - 4 重大事態への対応
    - 学校の対応
    - 「いじめ防止対策推進法」に基づく学校の設置者又は学校の対応
    - 「いじめ防止対策推進法」に基づく文部科学大臣、地方公共団体の長又は県知事による対応
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項